

令和6年度から令和8年度地球温暖化対策推進事業費補助金  
 (二国間クレジット制度を利用した代替フロン回収・破壊プロジェクト補助事業)  
 ～これまでに寄せられた質問への回答～

令和6年8月7日

目次

- 【1. 補助事業者の要件】
- 【2. 補助対象経費】
- 【3. 審査】
- 【4. 応募方法・提案書類】
- 【5. 補助金の支払い】
- 【6. JCM制度・方法論・MRV・クレジット】

<b>【1. 補助事業者の要件】</b>	
Q1-1:	共同事業者は代表事業者の現地子会社でも良いか。
A1-1:	共同事業者は代表事業者の現地子会社でも問題ありません。共同事業者に関しては公募要領2.(5).②に責務を記載していますのでご確認ください。
Q1-2:	共同事業者はフロン破壊は行わず、事業全体の協力者としての参画でも問題ないか。
A1-2:	共同事業者が必ずしもフロン破壊を行う必要はありません。事業全体における共同事業者(協力者)の役割について、計画書に明確にご記載ください。
<b>【2. 補助対象経費】</b>	
Q2-1:	事業期間中に発生する不測の事態や追加の取組に係る経費を計上してもよいか。
A2-1:	不測の事態や追加での取組を想定した費用は計上できません。
<b>【3. 審査】</b>	
Q3-1:	PINに関してパートナー国から異議がないことの確認にはどの程度の時間がかかるのか。また承認が遅れた場合の取り扱いはどうなるか。
A3-1:	PINに関してはパートナー国に送付しパートナー国から異議のないことが確認された後採択となります。PINプロセスの確認に係る時間は各パートナー国で異なることが想定され、パートナー国側の照会、意向等によっては採択時期が遅れる可能性があります。PIN確認のプロセスによる遅れがあっても、今年度に採択された提案事業については、最長で翌々年度の1月末日までに事業を完了させてください。もし個別の事情があればセンターにご相談ください。
<b>【4. 応募方法・提案書類】</b>	
Q4-1:	応募者の財務諸表は直近何期度分必要か。
A4-1:	直近3期分の監査済みの貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書及び監査報告書を提出してください。
Q4-2:	「公募提案書【様式1】」に社印の押印は必要か。
A4-2:	社印の押印は不要です。PDFファイルで提出をお願いします。
Q4-3:	適用できる方法論がない場合はどうするのか。
A4-3:	参考になる類似方法論がある場合はそれをご提示ください。ない場合は検討されているGHG排出削減量の算定方法をお示しください。

【5. 補助金の支払い】	
Q5-1:	概算払い申請に回数、期限等の条件はあるか。
A5-1:	概算払いに回数、期限はありません。必要に応じて申請してください。
Q5-2:	公募要領に「当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。」とあるが、委託先に年度ごとに支払いを行う必要があるか。
A5-2:	各年度ごとに契約、支払い、精算を行ってください。
【6. JCM制度・方法論・MRV・クレジット】	
Q6-1:	日本とパートナー国の JCM クレジット配分はどのように行われるのか。 日本側に発行された JCM クレジットのうち事業者への配分はどのように行われるのか。
A6-1:	JCM において、発行されるクレジットは、JCM プロジェクトによる温室効果ガス排出削減または吸収へのそれぞれの貢献を踏まえて配分することとしています。日本が獲得するクレジットについては、プロジェクトへの資金支援・投資等の日本の貢献に応じて 決定されます。 日本政府の資金支援事業(補助金等)を活用する JCM プロジェクトについては、原則、補助金等を日本の貢献とみなし、MRV 期間においては、日本国 JCM 登録簿に発行されるクレジットは全量日本政府に帰属することになります。 しかしながら、フロン補助事業については、継続的に HFC を回収するための回収スキーム維持と設備等のランニングコスト等の追加的な費用が必要となるため、日本政府取得分と事業者取得分については、事業者から求めがあった場合、配分の協議をいたします。
Q6-2:	JCM クレジット獲得後、クレジットを販売してフロン回収・破壊の推進に充てることは可能か
A6-2:	事業者にクレジットが分配された場合、そのクレジットをフロン回収の推進に充てることは可能です。
Q6-3:	JCM プロジェクト登録は補助事業完了後 1 年以内に行うこととなっているが、補助事業期間内に行うことは可能か。
A6-3:	プロジェクト登録は補助事業完了後となりますが、事業完了前に登録申請されたい場合は事業の状況などにより判断しますので個別にご相談ください。
Q6-4:	JCM の手続きに関して、PDD の作成、Validation(妥当性確認)、Verification(検証)、クレジット申請についての費用は、事業者で用意する必要があるか。
A6-4:	JCM 事業では、方法論作成、プロジェクトの登録、クレジットの発行という大きく 3 つのプロセスがあり、事業者が各自で実施して頂いても問題ありませんが、環境省では以下の支援を行っています。(2024 年度時点) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 方法論の作成: 公益財団法人地球環境戦略研究機関(以下、「IGES」という)または IGES が委託するコンサルティング会社が行います。その際、事業者には関連情報(機器のスペック、モニタリング方法等)を提供いただきます。</li> <li>• プロジェクトの登録(PDD の作成、Validation): GEC がコンサルティング会社に PDD の作成を発注し、一般社団法人海外環境協力センター(以下、「OECC」という)が代表事業者と第三者機関(TPE)と Validation(妥当性確認)の契約を行います。事業者には関連データの提供と現地審査についてご対応頂きます。</li> <li>• クレジット発行の際に必要なモニタリングに関しても、GEC がコンサルティング会社にモニタリングレポートの作成を発注し、OECC が代表事業者と第三者検証機関(TPE)と Verification(検証)の契約を行います。事業者にはモニタリングデータの提供と現地審査についてご対応頂きます。</li> </ul> これらの支援を活用しながら、事業を実施して下さい。
Q6-5:	MRV を補助事業の開始年度から開始することは可能か。
A6-5:	補助事業により設備を導入した場合は開始年度中にフロン回収・破壊スキームが構築され破壊が開始できれば可能です。設備を導入しない場合は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度からの開始となります。
Q6-6:	JCM クレジット発行に関して、フロン破壊事業者は複数あっても問題ないか。また、事業期間内

	に破壊事業者の変更は可能か。
A6-6:	本事業において回収・破壊スキームを構築し破壊を行ったのであれば JCM クレジット発行の対象者となりえます。破壊事業者が複数ある場合は全ての事業者を破壊事業者として事業体制図に記載して下さい。事業期間内に変更がある場合は計画変更申請を行って頂きます。

以上